

腎臓移植希望者(レシピエント)選択基準 新旧対照表

改正案	現行基準
<p>1～3 (略)</p> <p>4. その他 <u>(1) 待機 inactive 制度</u> 腎臓移植希望者(レシピエント)が、医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合には、(一社)日本臨床腎移植学会の定める「<u>腎臓レシピエントに係る待機 inactive 制度について</u>」に従い、腎臓移植希望者(レシピエント)の待機リストを「待機 inactive」とする。</p> <p>(2) 2腎同時移植は、以下の場合に行うことを可能とする。 ①臓器提供者(ドナー)が6歳未満の場合 ②ドナーが6歳以上であって、(公社)日本臓器移植ネットワークが選択基準に基づき選択した移植希望者(レシピエント)の担当医及びメディカルコンサルタントが、当該臓器提供者(ドナー)の腎機能が一定程度以下、かつ、1腎ではその機能が不十分と判断するとき</p> <p>(3) 今後新たな医学的知見を踏まえ、PRA検査の取扱い等について適宜検討を行い、必要があれば、基準の見直しを行うこととする。</p> <p>(4) 臓器提供者(ドナー)が20歳未満の場合に、選択時20歳未満の移植希望者(レシピエント)を優先する取扱いについては、改正選択基準の施行</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4. その他 (新設)</p> <p>(1) 2腎同時移植は、以下の場合に行うことを可能とする。 ①臓器提供者(ドナー)が6歳未満の場合 ②ドナーが6歳以上であって、(公社)日本臓器移植ネットワークが選択基準に基づき選択した移植希望者(レシピエント)の担当医及びメディカルコンサルタントが、当該臓器提供者(ドナー)の腎機能が一定程度以下、かつ、1腎ではその機能が不十分と判断するとき</p> <p>(2) 今後新たな医学的知見を踏まえ、PRA検査の取扱い等について適宜検討を行い、必要があれば、基準の見直しを行うこととする。</p> <p>(3) 臓器提供者(ドナー)が20歳未満の場合に選択時20歳未満の移植希望者(レシピエント)を優先する取扱いについては、改正選択基準の</p>

腎臓移植希望者(レシピエント)選択基準 新旧対照表

後の移植実績の評価等を踏まえて適宜見直しを行うこととする。

施行後の移植実績の評価等を踏まえて適宜見直しを行うこととする。